

各事業における警報発令等の対応について

奈良県人権教育研究会

本会が行う各事業について、警報等が発令された時には次のように対応する。

- 開会3時間前の時点で、県内のいずれかの地域に警報が発令されている場合は、その事業を中止する。
- 上記以後の時間帯において、県内のいずれかの地域に警報が発令、もしくは、発令が予想される場合は事務局で協議を行い、決定次第、各郡市人教事務局に連絡をする。
(各郡市での連絡網等の準備をよろしくお願いします。)
- 警報が発令されていなくても、各地域で被害等が予期される場合、参加は所属長の判断に委ねる。但し、事業については、開催が可能な場合は原則的には予定通り実施する。
- 部会活動については、研究・推進委員会、調査・資料委員会各部会長と協議し、その決定事項を事務局から直接委員に連絡する。
- 事業を中止する場合、各郡市事務局長の携帯に一斉メールを送信する。

(2012年度確認事項)